

○他大学図書館利用証等貸出要項

平成7年11月22日  
第8回 図書館運営委員会

改正 平成11年4月14日

(目的)

第1条 この要項は、他大学図書館等が茨城県立医療大学に対し発行した共通利用証（以下「利用証」という。）の本学利用者への貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 利用証を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の研究生及び科目等履修生

(利用者の責務)

第3条 利用者は、利用証を利用するにあたり本要項及び他大学図書館の規則等を遵守し責任をもって利用するものとする。

(貸出)

第4条 利用証の利用を希望する利用者は、他大学図書館利用証等貸出申込書（様式第1号）を図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込書を受理したとき、記載内容を確認のうえ利用証を貸出し、他大学図書館利用証等貸出簿（様式第2号）に記載するものとする。

(貸出期間)

第5条 利用証の貸出期間は次に掲げるとおりとする。

	貸出期間
閲覧利用証	2週間
貸出利用証	3日間

2 前項の規定にもかかわらず、館長は次の各号に掲げる場合は貸出期間の変更を認めることができる。

- (1) 各季休業期間等長期にわたる休業の場合
- (2) 卒業研究のため特に必要と認められる場合
- (3) その他館長が必要と認める場合

(転貸の禁止)

第6条 利用証は、転貸してはならない。

(返却)

第7条 利用証は、貸出期間内に返却しなければならない。

(督促)

第8条 館長は、所定の貸出期間を過ぎても利用証又は他大学図書館資料を返却しない利用者に対して督促することができる。

(利用の禁止等)

第9条 館長は、利用者が本要項又は他大学図書館の規則等に違反し、附属図書館の運営に支障を生ぜしめた場合、利用者に対し附属図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(弁償責任)

第10条 他大学図書館所蔵の資料を紛失又は汚損した利用者、他大学図書館内機器その他施設に損傷を与えた利用者、若しくは利用証の紛失等により他大学図書館に損害を与えた利用者は、他大学図書館長の指示に従って弁償の責任を負わなければならない。

(報告)

第11条 利用者は、利用証を紛失した場合、速やかに館長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要項の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要項は、平成7年12月13日から施行する。

付 則

この要項は、平成11年4月21日から施行する。

(様式第1号)

他大学図書館利用証等貸出申込書

平成 年 月 日

附属図書館長 殿

教職員

学生

その他

(ふりがな)

氏名: \_\_\_\_\_

住所等: 〒 \_\_\_\_\_

号: \_\_\_\_\_ (内線)

所属: ( \_\_\_\_\_ ) 学科・( \_\_\_\_\_ ) 年

ID番号: \_\_\_\_\_

電話番

下記のとおり学外機関所蔵資料を利用したいので、利用証の貸出しを申請します。  
なお、利用に際しては当該機関の規則、指示等を遵守します。

記

1 利用機関 名称: \_\_\_\_\_

2 利用目的 ( \_\_\_\_\_ )

3 利用方法 閲覧 借受け 複写 その他 ( \_\_\_\_\_ )

4 利用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

\*図書館記入欄

申込受付者	利用証番号	返却期限	返却時受付者	返却日	借受け冊数	資料返却期限